

発議案第15号

所有者不明土地問題について積極的議論を行うよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年6月22日

八千代市議会

議長 成田 忠志 様

提出者	八千代市議会議員	河野 慎一	⑩
賛成者	八千代市議会議員	山口 勇	⑩
	同	松崎 寛文	⑩

提案理由

国に対し、所有者不明土地問題の解決を目指し、積極的な議論を行うよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

所有者不明土地問題について積極的議論を行うよう求める意見書

昨今、所有者が不明な土地の増加により、東日本大震災からの復興の足かせとなったり空き家問題が深刻となったりと社会問題化している。土地の所有者が死亡した後も長期間にわたり所有権の移転の登記等がされないことから、土地の所有者や相続者が把握できず、公共事業に伴う用地取得等に支障を来しているのである。

土地所有者に不動産登記を義務付ければこの問題は解消できるが、私的自治の原則から、当事者の意思を尊重するべきとして、不動産登記の申請は、当事者の自由意思に委ねられているのが現状である。

一方、先日の法務省の調査では、最後の登記から50年以上経過し、所有者が不明となっている可能性がある土地の割合が2割に上ることが判明した。こうした実態を改善するためには、登記費用の低減や相続財産管理制度の見直しなどの対応が求められる。

特に、相続財産管理制度においては、公共事業のための用地取得を目的として、自治体が家庭裁判所へ相続財産管理人の選任を申し立てる際、予納金等の費用を自治体が負担しても、相続財産の精算後、相続財産の余剰分については、国が引き継ぐ制度となっており、積極的に自治体が申し立てたとしても、負担ばかりでメリットがないものとなっている。

近年の少子高齢化・人口減少を背景とする社会情勢に鑑みると、こうした問題に対する早急な対応は国の責務と言える。

よって、本市議会は、国に対し、所有者不明土地問題の解決を目指し、積極的な議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月5日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
法務大臣様
国土交通大臣様